

広島県 介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業

補助金の「使い方」図解 Q&A

1. まず全体像：補助金は2つの使い道に分かれる

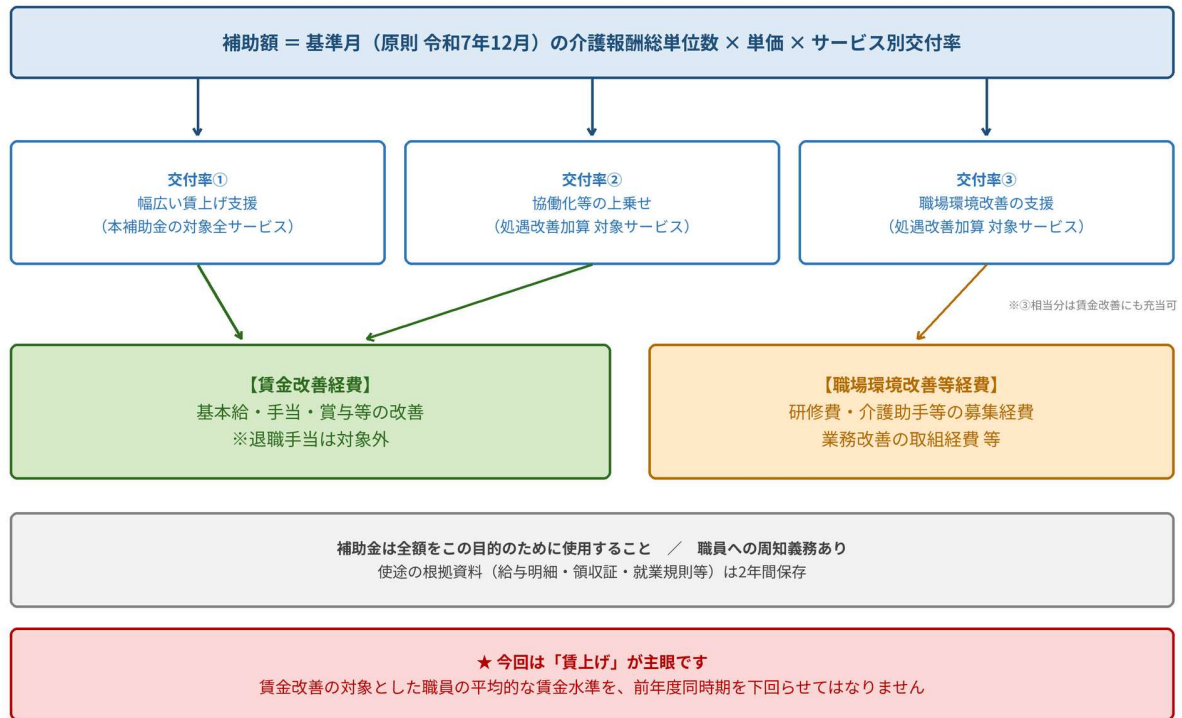


図1 補助額の決まり方と、2つの補助対象経費

最重要 — 今回は「賃上げ」が主眼です —

本事業の中心は職員の賃上げです。補助金は賃金改善に充てることを基本としてください。

賃金改善の対象とした職員の平均的な賃金水準を、前年度同時期を下回らせてはなりません。

区分	使途	対象となる職員・取組
賃金改善経費	基本給・手当・賞与等の改善 ※退職手当は対象外	介護従事者（処遇改善加算の対象外サービスは全額をここに充当）
職場環境改善等経費	研修費、介護助手等の募集経費 業務改善の取組経費	職場環境改善に資する取組

Q1-1 賃金改善経費がいくらになるのか、どう計算すればよいですか。

A 国保連を通して通知した補助額は総額のみが示されます。令和8年8月31日に国保連を通して通知した「支払額通知書」に添付されている「支払額内訳書」と、交付率の内訳（本書巻末の交付率一覧）をもとに、次の計算式により事業所側で計算してください（Vol.1475 問8）。

賃金改善経費の計算式

賃金改善経費 = 支払額内訳書の補助額 × (うち賃金改善経費分の交付率 ÷ 適用された交付率)

サービスごとに計算し、合計したものが「補助金の総額のうち賃金改善経費の総額」になります。

<計算例> 訪問介護で交付率①+②+③ 26.4% (うち賃金改善経費分 21.6%) が適用され、支払額内訳書の補助額が 1,000,000 円の場合

$$1,000,000 \text{ 円} \times (21.6\% \div 26.4\%) = 818,181 \text{ 円}$$

→ このうち 818,181 円以上を賃金改善に充てる必要があります。

なお、別表 3 のサービス（訪問看護・訪問リハ・居宅介護支援・介護予防支援）は、交付率＝うち賃金改善経費分のため、補助額の全額が賃金改善経費です。

▶ 実務メモ：「支払額内訳書」がないと計算できません。8 月 31 日付けの「支払額通知書」に添付されていますので、必ず探してお手元にご用意ください。

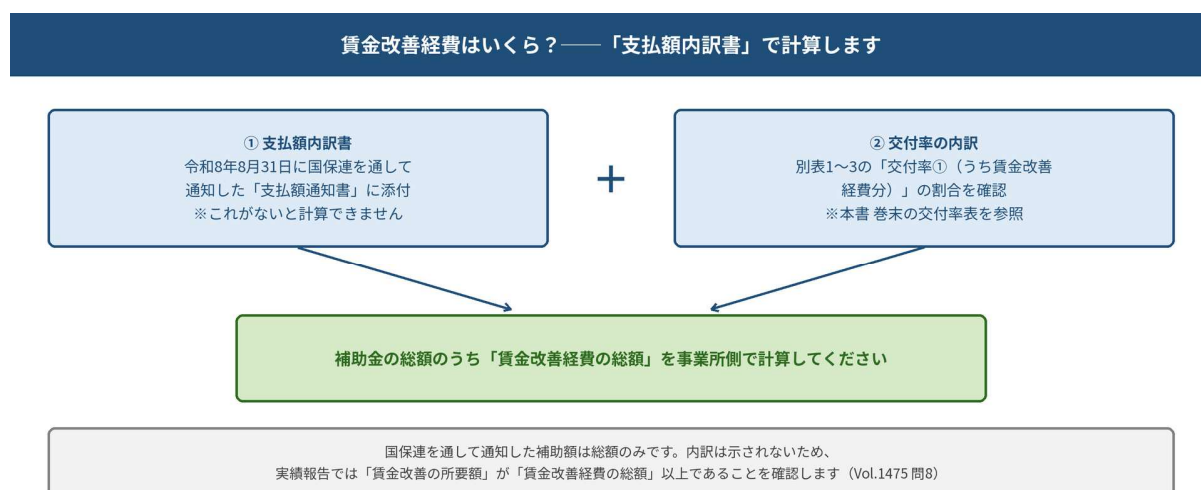


図 2 「支払額内訳書」と交付率の内訳で計算します

2. 賃金改善への使い方

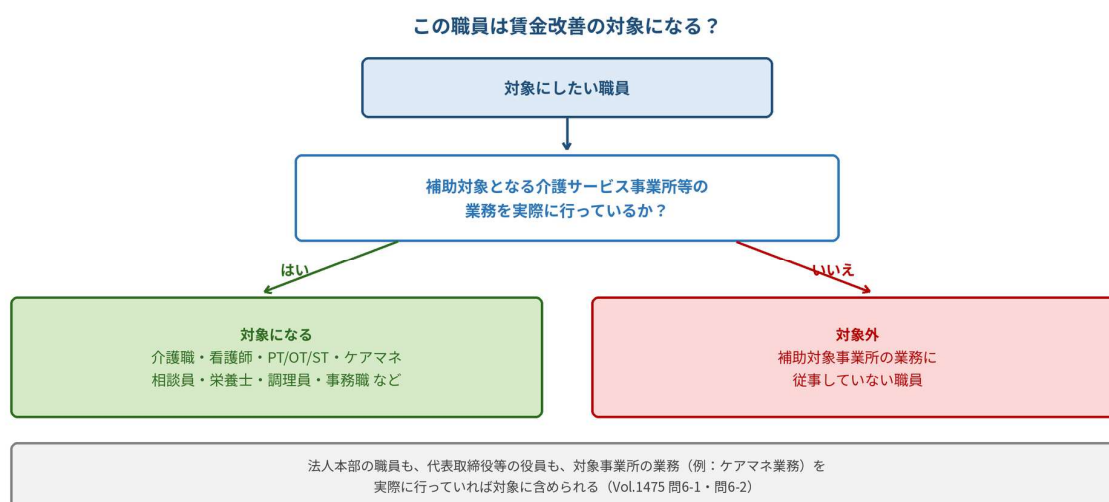


図 3 対象となる職員の判定フロー

Q2-1 賃金改善は何で行いますか。一時金でもよいですか。

A 基本給、手当、賞与等の改善により行います。一時金（賞与）での支給も可能ですが、退職手当は対象外です。

また補助対象期間において、前年度同時期と比較して、賃金改善の対象とした職員の平均的な賃金水準を低下させてはなりません。

▶ 実務メモ：今回は賃上げが主眼の事業です。既定の定期昇給分を補助金に置き換える付け替え運用は趣旨に反します。

Q2-2 法定福利費の事業主負担が増えます。賃金改善に含めてよいですか。

A 含めて差し支えありません（Vol.1475 問 7）。

▶ 実務メモ：社会保険料・労働保険料の事業主負担増加分を賃金改善額に算入できるため、配分計画で見込んでおく精度が上がります。

Q2-3 処遇改善加算による賃金改善額と合算してよいですか。

A 合算できません。本事業による人件費の改善は、処遇改善加算による賃金改善額には含めないこととされています（県交付要綱 第 14 条）。

▶ 実務メモ：賃金台帳・集計表を「加算分」と「補助金分」で区分して記録しておくこと。

Q2-4 対象となる「介護従事者」の範囲は。

A 介護現場で働く幅広い職種が対象です。介護職、看護師、PT・OT・ST、介護支援専門員、生活相談員、栄養士、調理員、事務職などが含まれます（Vol.1475 問 11）。

▶ 実務メモ：訪問リハでは PT・OT・ST も当然に対象。誰を対象とするかは職務実態ベースで整理を。

Q2-5 法人本部の職員や、代表取締役等の役員も対象にできますか。

A 本部職員であっても、補助対象事業所の業務を実際に行っている場合は対象に含まれます（Vol.1475 問 6-1）。

代表取締役等の役員も、現場業務（例：ケアプラン作成業務）を行っている場合は対象に含まれます（Vol.1475 問 6-2）。職員が 1 人の指定居宅介護支援事業所なども想定されています。

▶ 実務メモ：役員だから自動的に対象ではなく、対象事業所の業務従事の実態が前提です。

Q2-6 計画書に「職場環境改善のみ」と書きましたが、後から賃金改善に充てたい。

A 実績報告書で変更して差し支えありません。計画書の再提出は不要です（Vol.1475 問 22）。

Q2-7 訪問看護・訪問リハ・居宅介護支援はどう扱いますか。

A 交付要綱 別表 3 のサービスは、交付率の全額が賃金改善経費分です。補助金の全額を介護従事者の賃金改善に充ててください。

▶ 実務メモ：別表 3＝（介護予防）訪問看護 13.2%、（介護予防）訪問リハ 10.8%、居宅介護支援・介護予防支援 15.0%。いずれもカッコ内（賃金改善経費分）が同率です。

3. 職場環境改善等経費への使い方

○ 充当できる	× 充当できない
基本給・手当・賞与等の改善	退職手当
法定福利費の事業主負担増加分（問7）	PC・タブレット等の端末購入費（問17）
職場環境改善に資する研修費（問13）	介護テクノロジー等の機器購入費（問16）
介護助手等の募集経費・紹介手数料（問14）	エアコン等の設備購入費
業務の洗い出し・棚卸し／業務改善委員会（問15）	会議等の飲食費
外部研修・専門家派遣・会議費（問15）	課題を解決するために要する経費

※ 職場環境改善等経費は「取組そのものに要する経費」が対象です

図4 使途の○×早見表

Q3-1 「研修費」はどこまで認められますか。

A 職場環境改善に資する内容であれば幅広く対象となります。一方、趣旨の異なる法定・義務的研修などは対象になりません（Vol.1475 問13）。

Q3-2 「介護助手等の募集経費」とは具体的に何ですか。

A 求人広告費、チラシ作成費、人材紹介会社への紹介手数料（介護助手等の募集に係るものに限る）などが対象です（Vol.1475 問14）。

なお、「介護助手」とは、介護職員との役割分担により、利用者の身体に接することのない周辺業務のみを担う職員で、施設と直接の雇用関係にある者をいいます（有償ボランティアや委託業者の職員は除きます）。周辺業務には、ベッドメイキングや食事の配膳のほか、施設サービスでは清掃、通所サービスでは送迎などの業務が含まれます。

「介護助手等」の「等」には、「介護補助者」「介護サポーター」など、介護助手に類する者が想定されています（Vol.1380 問10）。一般の介護職員を募集するための経費に充てることは想定されていません。

▶ 実務メモ：昨年、「等」の範囲と業務内容についての問い合わせが多かった項目です。募集する職員が周辺業務を主に担うかどうかで判断してください。

Q3-3 研修費・募集経費のほかに充てられるものはありますか。

A 業務の洗い出し・棚卸し、業務改善委員会等の運営、外部研修、専門家派遣、会議費などが対象となります（Vol.1475 問15）。

Q3-4 パソコン・タブレット等の機器購入に充てられますか。

A 充てられません。介護テクノロジー等の機器購入費用には充当できず、PC 端末等の購入費用も対象経費に含まれないとされています（Vol.1475 問 16・問 17）。

▶ 実務メモ：機器購入は介護テクノロジー導入・協働化等支援事業など別枠での対応を検討してください。

Q3-5 エアコンの購入や、会議のときの飲食費に充てられますか。

A いずれも充てられません。エアコン等の設備購入費、会議等の飲食費は補助対象経費になりません。

また、「課題を解決するために要する経費」も対象外です。対象となるのは、職場環境改善の取組そのものに要する経費です。

▶ 実務メモ：昨年、特に誤りが多かった項目です。「課題の見える化や業務改善という取組にかかった費用か」「課題そのものを解消するための購入・支出ではないか」で切り分けてください。

4. 実施期限と申請手続き

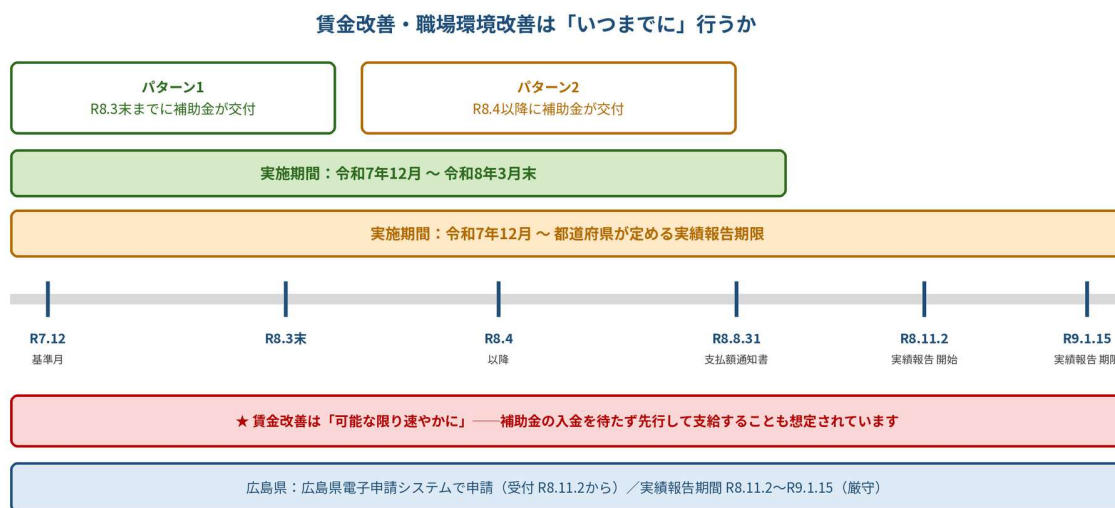


図 5 賃金改善・職場環境改善の実施期限

Q4-1 賃金改善・職場環境改善はいつまでに実施すればよいですか。

A 令和 7 年 12 月～都道府県が定める実績報告期限までに実施します。

いずれも「可能な限り速やかに」実施することが求められています。

▶ 実務メモ：広島県の実績報告期間は令和 8 年 11 月 2 日～令和 9 年 1 月 15 日（厳守）。入金を待たず先行して賃金改善・一時金支給を行う運用が国の想定です。

Q4-2 申請はどのように行いますか。

A 広島県電子申請システムにより申請します。申請受付は令和 8 年 11 月 2 日からです。

▶ 実務メモ：電子申請システムでの手続きがどうしても難しい場合は、広島県介護政策課にご相談ください。

Q4-3 用途を証明する資料の提出は必要ですか。

A 計画書・実績報告書での誓約や報告以外に、一律の資料添付は原則不要です。ただし県から求め

があった場合に速やかに提示できるよう、根拠資料を 2 年間保存する必要があります（Vol.1475 問 5）。

保存が必要な根拠資料（例）	確認される内容
支払額内訳書（支払額通知書の添付）	補助金の総額と交付率の内訳
給与明細・賃金台帳	賃金改善の実施額と対象職員
領収証・請求書	職場環境改善等経費の支出内容
就業規則・内規	任用要件・賃金体系の整備
研修計画・実施記録	研修の実施または機会の確保
システム加入画面のスクリーンショット	ケアプランデータ連携システムへの加入
処遇改善加算の計画書	加算の算定状況

Q4-4 職員への説明は必要ですか。

A 必要です。人件費改善の方法等について職員に周知する義務があり、職員から照会があった場合は、当該職員の改善内容を書面を用いるなど分かりやすく回答することとされています（県交付要綱 第 8 条）。

Q4-5 他の補助金と併用できますか。

A 同一の経費でなければ併用可能です。重点支援地方交付金による中小企業・小規模事業者の賃上げ環境整備事業との併用も、経費が重複しなければ差し支えありません（Vol.1475 問 23）。

また、医療・介護双方を提供する訪問看護ステーションは、医療分野の賃上げ支援補助金と本補助金の双方を申請できます（Vol.1475 問 10）。

Q4-6 使途が要件を満たさなかった場合はどうなりますか。

A 補助対象経費が要件を満たしていない場合、交付条件に違反した場合、虚偽・不正の手段により交付を受けた場合は、交付決定の一部又は全部が取り消され、既に交付された補助金の返還を命じられることがあります（県交付要綱 第 13 条）。

5. 実績報告の留意事項

実績報告で特に注意していただきたい3点

① 審査は「計画書」を基に行います

実績報告の内容は、提出済みの計画書と突き合わせて審査します。
報告前に、計画書の控えと「支払額内訳書」を必ずお手元にご用意ください。

② 交付決定額が0円の事業所又はサービスも、必ず記載してください

交付決定額が0円となった事業所又はサービスを実績報告から省略しないでください。
0円のものも含め、計画書に記載したすべての事業所・サービスを記載します。

③ 事業所数・サービス数は計画書と一致させてください

計画書の事業所数・サービス数 = 実績報告の事業所数・サービス数
数が食い違うと差戻しの原因となります。

図 6 実績報告で特に注意していただきたい3点

Q5-1 実績報告はいつからいつまでですか。

A 令和8年11月2日から令和9年1月15日までです（厳守）。広島県電子申請システムにより提出します。

Q5-2 実績報告は何を基準に審査されますか。

A 提出済みの計画書を基に審査を行います。実績報告の内容は計画書と突き合わせて確認されます。

▶ 実務メモ：報告書の作成前に、計画書の控えと支払額内訳書を必ずお手元にご用意ください。

Q5-3 交付決定額が0円だった事業所又はサービスは、実績報告を省略してよいですか。

A 省略できません。交付決定額が0円だった事業所又はサービスについても、必ず実績報告に記載してください。

▶ 実務メモ：計画書に記載したすべての事業所・サービスが記載対象です。0円だからといって行を削らないこと。

Q5-4 事業所数・サービス数はどのように記載しますか。

A 計画書の事業所数・サービス数と、実績報告の事業所数・サービス数が一致するように記載してください。

▶ 実務メモ：計画書の事業所数・サービス数 = 実績報告の事業所数・サービス数。数が食い違うと差戻しの原因となります。

また、指定権者別に申請しないことにご留意ください。

Q5-5 実績報告で確認される金額の関係を教えてください。

A 「賃金改善の所要額」が「補助金の総額のうち賃金改善経費の総額」以上となっていることを確認します（Vol.1475 問8）。

「賃金改善経費の総額」は、支払額内訳書と交付率の内訳をもとに事業所側で計算してください。

い。

提出前のセルフチェック

- ☐ 計画書の控え・実績報告書・支払額内訳書の3点を手元にそろえましたか。
- ☐ 交付決定額が0円の事業所又はサービスも記載しましたか。
- ☐ 事業所数は計画書と一致していますか。
- ☐ サービス数は計画書と一致していますか。
- ☐ 賃金改善の所要額は、賃金改善経費の総額以上になっていますか。
- ☐ 賃金水準は前年度同時期を下回っていませんか。

6. 問い合わせ先

区分	窓口	連絡先
制度の内容	厚生労働省コールセンター	050-3733-0222（9:00～18:00／土日祝含む）
申請・審査（広島県）	広島県 介護政策課	082-513-3208 fukaisei@pref.hiroshima.lg.jp
配分方法等の個別相談	処遇改善加算 個別相談支援（社労士）	kaigo-shogukaizen.mhlw.go.jp（無料）

出典：介護保険最新情報 Vol.1462（介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業に関する Q&A（第1版））、Vol.1475（同 Q&A（第2版）・令和8年3月13日）、Vol.1380（介護人材確保・職場環境等改善事業に関する Q&A（第2版）・令和7年4月30日）、「令和7年度介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業」（老発1225第3号）、広島県介護分野の職員の賃上げ・職場環境改善支援事業費補助金交付要綱。

参考 サービス別 交付率一覧

交付要綱 別表 1～別表 4 に定めるサービス別の交付率です。補助額は「基準月の介護報酬総単位数 × 1 単位の単価 × 交付率」で算出されます。

交付率①＝賃金改善経費分、交付率②＝生産性向上・協働化に係る取組の加算分、交付率③＝職場環境改善等に係る取組の加算分です。カッコ内は「うち賃金改善経費分」で、賃金改善経費の総額を計算する際はこの数値を用います。

別表 1 処遇改善加算の対象サービス（ケアプランデータ連携システム加入等が交付率②の要件）

サービス区分	①＋②＋③（うち賃金改善経費分）	①＋③（うち賃金改善経費分）	①（うち賃金改善経費分）	（参考）②	（参考）③
訪問介護	26.4%（21.6%）	20.4%（15.6%）	15.6%（15.6%）	6.0%	4.8%
夜間対応型訪問介護	20.4%（17.4%）	16.2%（13.2%）	13.2%（13.2%）	4.2%	3.0%
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	20.4%（17.4%）	16.2%（13.2%）	13.2%（13.2%）	4.2%	3.0%
（介護予防）訪問入浴介護	20.4%（17.4%）	16.2%（13.2%）	13.2%（13.2%）	4.2%	3.0%
通所介護	19.2%（16.2%）	15.6%（12.6%）	12.6%（12.6%）	3.6%	3.0%
地域密着型通所介護	24.6%（21.0%）	20.4%（16.8%）	16.8%（16.8%）	4.2%	3.6%
（介護予防）通所リハビリテーション	16.8%（14.4%）	13.8%（11.4%）	11.4%（11.4%）	3.0%	2.4%
（介護予防）認知症対応型通所介護	34.8%（28.8%）	27.6%（21.6%）	21.6%（21.6%）	7.2%	6.0%

注 介護予防・日常生活支援総合事業によるサービスを行う事業所は、第一号訪問事業は訪問介護と、第一号通所事業は通所介護と同じとする。／短期利用型サービスも含む。

別表 2 処遇改善加算の対象サービス（生産性向上推進体制加算Ⅰ・Ⅱの算定等が交付率②の要件）

サービス区分	①＋②＋③（うち賃金改善経費分）	①＋③（うち賃金改善経費分）	①（うち賃金改善経費分）	（参考）②	（参考）③
（介護予防）特定施設入居者生活介護	21.0%（17.4%）	16.8%（13.2%）	13.2%（13.2%）	4.2%	3.6%

地域密着型特定施設入居者生活介護	21.0% (17.4%)	16.8% (13.2%)	13.2% (13.2%)	4.2%	3.6%
(介護予防) 小規模多機能型居宅介護	24.0% (19.2%)	18.6% (13.8%)	13.8% (13.8%)	5.4%	4.8%
看護小規模多機能型居宅介護	18.0% (15.0%)	14.4% (11.4%)	11.4% (11.4%)	3.6%	3.0%
(介護予防) 認知症対応型共同生活介護	27.0% (21.6%)	20.4% (15.0%)	15.0% (15.0%)	6.6%	5.4%
介護福祉施設サービス	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)	4.8%	4.2%
地域密着型介護老人福祉施設	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)	4.8%	4.2%
(介護予防) 短期入所生活介護	23.4% (19.2%)	18.6% (14.4%)	14.4% (14.4%)	4.8%	4.2%
介護保健施設サービス	15.6% (13.2%)	12.6% (10.2%)	10.2% (10.2%)	3.0%	2.4%
(介護予防) 短期入所療養介護 (老健)	15.6% (13.2%)	12.6% (10.2%)	10.2% (10.2%)	3.0%	2.4%
介護医療院サービス	10.8% (9.6%)	9.0% (7.8%)	7.8% (7.8%)	1.8%	1.2%
(介護予防) 短期入所療養介護 (病院等・医療院)	10.8% (9.6%)	9.0% (7.8%)	7.8% (7.8%)	1.8%	1.2%

注 短期利用型サービスも含む。

別表 3 処遇改善加算の対象外サービス（交付率①のみ・全額が賃金改善経費）

サービス区分	交付率（うち賃金改善経費分）
(介護予防) 訪問看護	13.2% (13.2%)
(介護予防) 訪問リハビリテーション	10.8% (10.8%)
居宅介護支援、介護予防支援	15.0% (15.0%)

注 介護予防・日常生活支援総合事業による第一号介護予防支援事業を行う事業所は、居宅介護支援、介護予防支援と同じとする。

別表 4 非対象サービス

サービス区分	交付率
--------	-----

(介護予防)福祉用具貸与、特定(介護予防)福祉用具販売、(介護予防)居宅療養管理指導	0%
--	----

別表3のサービス（訪問看護・訪問リハビリテーション・居宅介護支援・介護予防支援）は、交付率の全額が賃金改善経費分です。補助金の全額を賃金改善に充ててください。